

○国土交通省告示第五百六十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の二第一号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

地方税法施行令附則第九条の二第一号イに規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅に関して、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号）第十条第一項に規定する標章を使用するものであることとする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。